

【論 文】

高等学校における商業教育の変遷とその課題 —昭和23年以降の教育（各改訂学習指導要領の比較による）について—

田 中 幸 治

目 次

- 1 はじめに
- 2 告示に至るまでの学習指導要領・商業編の変遷
 - (1) 昭和22年～昭和24年までの学習指導要領
 - (2) 昭和25年～昭和35年までの学習指導要領
- 3 各改訂年の学習指導要領から見た高等学校の商業教育の変遷とその課題
 - (1) 当初の学習指導要領の性格
 - (2) 学校裁量の質的变化
 - (3) 経験主義と系統主義の狭間の中で
 - (4) 専門性への対応
- 4 おわりに

要 旨

新制高等学校が発足した昭和23年度以降の高等学校における商業教育が果たしてきた役割は、我が国の経済社会の発展にとって大きなものであった。特に、昭和30年代には中堅産業人の育成という経済社会からの要請もあり、有為な人材を社会に輩出する教育モデルとして社会的な評価も高かった。昭和30年代中期から約10年間の商業科に在籍する生徒数の割合は、普通科も含めた学科別在籍生徒数の16%台を占め、そのピークを迎えていた。しかし、現在その割合はピーク時の4割弱となっている。

本稿は、その原因を解明するため、この教育の基準を示してきた各改訂年の学習指導要領の記載内容を中心に比較分析した。その中で、まず取り組んだ研究は、昭和22年度に始まる新教育制度の開始時から、それが初めて告示をもって公示される学習指導要領までについて、商業教育がどのように扱われていたかを調査した。そしてこの時期の改訂も含め、その後、現行の学習指導要領に至るまでの過程で、特に学校裁量、経験主義と系統主義の対立、そして高度化する専門性への対応に関わる各種の方策の変遷に焦点を当てこの解明を試みた。その結果、そこには経済社会の進展と共に高学歴志向の進む中、当時、完結教

育に拘る商業教育が時代の要請する教育モデルから徐々に離れていく実態が検証できた。さらに、この検証をもとにこの教育の将来の在り方に関わりのある重要な課題について抽出した。

1 はじめに

平成25年度の文部科学省「学校基本調査」において、高等学校の学科別生徒数の割合は普通科72.4%に対して商業科は6.3%であり、商業科の生徒数は209,299人となっている。これが昭和40年度においては、普通科59.5%に対して商業科は16.9%、857,379人であった。振り返り、この数量的な側面から経年比較した場合、昭和40年度の前後5年間は高等学校における商業教育の最盛期¹⁾と見ることができ、その後その割合は次第に低減し現在に至っている。

しかし、商業に関する教育自体は現代社会においても決して衰退することなく²⁾、その領域は拡大し、深化を続けている。それでは何故、高等学校段階における商業教育はこのように数量的に縮減していったのか。この解明をもとにした課題の抽出なしには、この教育の将来を展望することはできない。そこで、昭和22年度から始動した新学制のもとで、昭和23年4月より始まった新制高等学校の教育について、その手引きとして示された当時の学習指導要領（試案）の中で商業教育はどのように記され、扱われていたのか。そして、その後どのような経緯をたどり、現在の学習指導要領のような内容・構成になったのかをまず調査研究することから始めた。このことにより、戦後当初の商業教育とその後の商業教育とについて、各時代の学習指導要領の改訂内容を比較・解析し、そこから、高等学校における今後の商業教育の在り方に関わる重要な課題について論述していく。

なお、以下に紹介する各学習指導要領の記載内容は、原文のままで記してあり、字句の表記に誤りがあると感じる箇所もあるが、ご理解をいただきたい。

2 告示に至るまでの学習指導要領・商業編の変遷

(1) 昭和22年～昭和24年までの学習指導要領

新制高等学校は、昭和23年4月より後期中等教育を担う制度として発足した。この新制高等学校の教育の指針となったものは『学習指導要領・一般編（試案）昭和二十二年度』と表題が記され、昭和22年3月20日翻刻発行された52頁からなる戦後初の学習指導要領であり、この学習指導要領がその後の改訂学習指導要領の起点となっている。しかし、この要領の一般編は小学校、中学校の教科課程³⁾に関わる内容の記載に限られ、高等学校の内容については「・・・別に文部省から発表される・・・」（文部省 昭和22年）という記述に留まっていた。そしてその後、この要領の一般編第3章⁴⁾の補遺として、文部省学校教育局長通牒「新制高等学校の教科課程に関する件」（発学156号、昭和22年4月7日）が各地方長官宛に通達され、この要領の一般編と当通牒の内容を手掛かりに各教科の教育が新制度のもとに始まった。なお、「高等学校の教科と時間数（教科課程表）」（表1）及

び「商業科の教科課程」(表2)はその通牒の中で示された商業科に関わりのある教科課程である。しかし、その後も以下に記すような通牒(通達)により、その内容は幾度か改正された。

文部省学校教育局長通牒「新制高等学校教科課程の改正について」(発学448号, 昭和23年10月11日)により, 前述の「新制高等学校の教科課程に関する件」の中の「教科と時間数」で示した教科課程表(表1)は「高等学校教科課程表」(表3)へ他の事項と共に改正され, 昭和24年度より実業関係を含めて新制高等学校の全部に対して実施するよう都道府県知事宛に通達された。

さらに文部省学校教育局長通牒「新制高等学校教科課程中職業教科の改正について」(発学10号, 昭和24年1月10日)の中で他の職業に関する教科課程と共に, 商業科については表2が「商業に関する教科と単位数」(表4)へ改正され都道府県知事・同教育委員会・高等学校を有する直轄学校長宛に通達された。なお, 普通教科の改正については前述の発学448号, 昭和23年10月11日の通牒の中で通達がなされた。

ここで記した改正の一連の経過については, 国立教育研究所内戦後教育改革資料研究会『文部省学習指導要領1・一般編』(昭和55年)の記述内容をもとにしたものである。

以上, 文部省学校教育局長が通牒により, 通達した3回にわたる改正などに記されている内容を拠り所に, 各学校では新制度の教育を始めることになった。そこで次に, この一連の改正の経過を前述した各文献の記述内容をもとに, 主として商業教育に関わる事柄を中心に抽出し, その変遷を明確なものとした。

前述したように『学習指導要領・一般編(試案)昭和二十二年度』(昭和22年3月20日翻刻発行)では「高等学校の教科及びその時間の割当は, その実施が昭和二十三年度からになっているので, こゝでは, その説明を省くことにする。たゞ, その要領については, 別に文部省から発表されるものによって承知されたい。」(文部省 昭和22年)とある。このことから分かるように, 高等学校の教科課程についての記述の起源は, この昭和22年の一般編にあるが, その具体的内容については一切示されず「別に文部省から発表されるもの」とあるように, 昭和22年4月7日に発された「新制高等学校の教科課程に関する件」で初めて示されることになる。

この「新制高等学校の教科課程に関する件」(発学156号, 昭和22年4月7日)においては, まず, 表1に記すように教科と時間数が示され, その表の中で, 選択教科の欄に実業(農業, 工業, 商業, 水産, 家庭)の時間数が記されている。なお, 第1学年350(10)とは, 350が年間の総時数であり, (10)の意味として当時は, 毎週の授業時間数を示していたが, この数字は後の単位数に相当することになる(文部省 昭和61年b)。また, この時間数を単位数と改めたのは表3及び表4の表記からも分かるように昭和24年度の実施に向け通達された通牒からである⁵⁾。

表1 高等学校の教科と時間数（教科課程表）

教科		学年	総時数	第1学年	第2学年	第3学年	
必修教科	国語		315	105(3)	105(3)	105(3)	
	社会		175	175(5)			
	体育		315	105(3)	105(3)	105(3)	
小計			805	385(11)	210(6)	210(6)	
選択	国語		210	70(2)	70(2)	70(2)	
	書道		210	70(2)	70(2)	70(2)	
	漢文		210	70(2)	70(2)	70(2)	
	社会	東洋史		175		175(5)	
		西洋史		175		175(5)	
		人文地理		175		175(5)	
		時時問題		175		175(5)	
	数学	解析学1		175	175(5)		
		幾何学		175	175(5)		
		解析学2		175	175(5)		
	理科	物理		175	175(5)		
		化学		175	175(5)		
生物			175	175(5)			
地学			175	175(5)			
音楽		210	70(2)	70(2)	70(2)		
図画		210	70(2)	70(2)	70(2)		
工作		210	70(2)	70(2)	70(2)		
外国語		525	175(5)	175(5)	175(5)		
実業	農業		1400	350(10)	525(15)	525(15)	
	工業						
	商業						
	水産						
	家庭						
総計			3150 ~ 3570	1050 ~ 1190 (30) ~ (34)	1050 ~ 1190 (30) ~ (34)	1050 ~ 1190 (30) ~ (34)	

出所) 文部省「新制高等学校の教科課程に関する件」(昭和22年) 通牒より

そして、この冒頭に記した新制高等学校の教科課程表(表1)の後に、その内容などをもとに「高等普通教育を主とする高等学校の教科課程」「実業を主とする高等学校の教科課程」という項目についての記述が続き、さらにその後、実業の各教科の課程表が示されている。次の表2は、その実業各教科の課程表に示された中の商業科の教科課程である。

表2 商業科の教科課程

合計	自由研究	科教択選	必修教科計	科教通普	科教係関					実務実習	教科
		普家統外速ンタ グイ 通 プ 教 国 ラ 科庭計語記 イ		体社国 育会語	英工法簿商 業 及 記業 資 会経 語料規計済						
三三六〇 三九九〇		四五五 一〇八五	二九〇五	三一五 一七五 三一五	五二五 一四〇 一四〇	二八〇 三一五	七〇〇	総時数			
一一一〇(三二) 一三三〇(三八)		一七五(五) 三八五(二)	九四五(二七)	一〇五(三) 一七五(五)	一七五(五)	一〇五(三) 七〇(二)	二二〇(六)	一	学年別の例		
一一一〇(三二) 一三三〇(三八)		一七五(五) 三八五(二)	九四五(二七)	一〇五(三) 一〇五(三)	一七五(五) 七〇(二) 七〇(二)	一〇五(三) 一〇五(三)	二二〇(六)	二	学年別の例		
一一一〇(三二) 一三三〇(三八)		一〇五(三) 三一五(九)	一〇一五(一九)	一〇五(三) 一〇五(三)	一七五(五) 七〇(二) 七〇(二)	一〇五(三) 一〇五(三)	二八〇(八)	三	学年別の例		

出所) 文部省「新制高等学校の教科課程に関する件」(昭和22年)通牒より

次に「新制高等学校教科課程の改正について」(発学448号, 昭和23年10月11日)において, 表1を表3へ改正することが示された。なお, この時点では実業に関する教科の改正内容は示されず, この後に記す「新制高等学校教科課程中職業教科の改正について」の通牒において記されることになる。

高等学校における商業教育の変遷とその課題

表3 高等学校教科課程表

教 科		教科別総時間 (単位数)	学 年 別 の 例		
			第1学年	第2学年	第3学年
国 語	国 語	315(9)	105(3)	105(3)	105(3)
		70(2)~210(6)	70(2)	70(2)	70(2)
	漢 文	70(2)~210(6)	70(2)	70(2)	70(2)
社 会	一般社会	175(5)	175(5)		
	国 史	175(5)		175(5)	
	世 界 史	175(5)		175(5)	
	人文地理	175(5)		175(5)	
	時事問題	175(5)		175(5)	
数 学	一般数学	175(5)		175(5)	
	解析 (1)	175(5)		175(5)	
	幾 何	175(5)		175(5)	
	解析 (2)	175(5)		175(5)	
理 科	物 理	175(5)	175(5)		
	化 学	175(5)	175(5)		
	生 物	175(5)	175(5)		
	地 学	175(5)	175(5)		
体 育		315(9)	105(3)	105(3)	105(3)
芸 術	音 楽	70(2)~210(6)	70(2)	70(2)	70(2)
	図 画	70(2)~210(6)	70(2)	70(2)	70(2)
	書 道	70(2)~210(6)	70(2)	70(2)	70(2)
	工 作	70(2)~210(6)	70(2)	70(2)	70(2)
家 庭	一般家庭	245(7)~490(14)	245(7)	245(7)	
	家 族	70(2))			70(2))
	保 育	70(2)~140(4)		70(2))	70(2))
	家庭経理	70(2)~140(4)			140(4)
	食 物	175(5)~350(10)		175(5)	175(5)
	被 服	175(5)~350(10)		175(5)	175(5)
外 国 語		175(5)~525(15)	175(5)	175(5)	175(5)
農業に関する教科		1645(47)以内	1645(47)以内		
工業に関する教科					
商業に関する教科					
水産に関する教科					
家庭技芸に関する教科					
その他職業に関する教科					

出所) 文部省「新制高等学校教科課程の改正について」(昭和23年)通牒より

そして、「新制高等学校教科課程中職業教科の改正について」（発学10号，昭和24年1月10日）において，職業に関する教科の単位数が示され，その中で商業については，前述の表2の内容を改正し，表4の通りとなった。

表4 商業に関する教科と単位数

商業に関する教科(実習を含む)		
文書実習 2~5	珠算及び商業計算 2~6	タイプライティング 2~5
速記 2~5	統計調査 2~5	貿易実務 2~5
商業実践 2~5	商業経済 3~10	金融 2~5
経営 2~5	商品 2~5	簿記会計 2~15
法規 2~5	商業外国語 5~15	商業に関するその他の教科

出所) 文部省「新制高等学校教科課程中職業教科の改正について」(昭和24年)通牒より

上記の通牒の発令は昭和24年1月であり，新制高等学校の教育が開始され，まだ1年未満という短期間での改正の通達であった。このことについて，「この教科課程（昭和22年に示された教科課程・表2）は発足当初の昭和23年度の1年間だけ実施され，翌24年度からは改訂されたものが実施された。すなわち，前記の教科課程は戦後早々の間に作成されたものであって，多くの批判があったため，直ちに改訂の作業が進められ，それによる最初の学習指導要領が翌24年から編集に着手されて，昭和25年版として刊行された。」（文部省 昭和61年c）とある。なお，括弧内は筆者が加筆した。ということから表2で示された内容は昭和23年度，1年間のみの実施であり，昭和25年版の刊行のため昭和24年から改訂に着手，検討されていた内容の一部である教科⁶⁾と単位数を前倒して示し，昭和24年度からの教育に取り入れていたことになる。これを裏付けるように，上記の表4の内容は『高等学校学習指導要領・商業編（試案）昭和25年（1950）』と1科目の名称⁷⁾を除いては同様である。

(2) 昭和25年～昭和35年までの学習指導要領

一般に高等学校の学習指導要領の改訂については，前述の(1)で記した改正を経て，次期改訂は昭和26年⁸⁾と記す文献を多く見かける。これは一般編の改訂や普通教育の主な教科の改訂などがこの年にあったことに縁由すると考えられる。当時の学習指導要領は一般編と各教科編が別冊となっていた。その中，職業に関する教科については次ページの枠内にまとめたように，前項の(1)で記した改正以降，当該教科単独の学習指導要領の編集もしくは改訂の時期は各教科によって異なるものとなっていた。この一般編と各教科編が別冊などであることに留意して，昭和26年の学習指導要領・一般編の内容を調べると，この昭和26年の学習指導要領・一般編の中に記されている商業の科目・授業時間数及び単位数の基準は，次ページの枠内に記した『高等学校学習指導要領・商業編（試案）昭和25年（1950）』の中に記されているものとまったく同様である。従って，商業に関する学習指導要領に限定すると，昭和26年の改訂版に先駆けて昭和25年度内に商業科単独の編集が行われていた

ということになる。以上のようなことから、この昭和25年版の高等学校学習指導要領商業科編こそが、その記載内容からも戦後の高等学校における商業教育の子細な事項を単独に記した最初のものであることが、この調査研究により改めて検証・明記できた。

『高等学校学習指導要領 商業科編(試案) 昭和25年(1950)』昭和26年1月15日発行
『高等学校学習指導要領 工業科編(試案) 昭和26年(1951)版』昭和26年7月30日発行
『学習指導要領 高等学校農業科編(暫定試案) 昭和二十四年度用』昭和24年2月9日発行
『高等学校学習指導要領 農業科編(試案) 昭和27年(1952)改訂版』昭和27年10月30日発行
『高等学校学習指導要領 水産科編(試案) 昭和28年(1953)版』昭和28年11月15日発行

出所) 国立教育研究所内戦後教育改革資料研究会『文部省学習指導要領18 水産科, 工業科, 商業科編』(昭和55年)より

なお、昭和31年の改訂から概ね一般編と各教科編の改訂は、ほぼ同年に行われるようになったが、編纂は従前どおりに一般編及び各教科編とも別冊であった。また、同改訂から「試案」という文字が削除された⁹⁾。

その後の改訂は昭和35年になるが、この改訂から別冊であった各編が1冊にまとめられた。この昭和35年の高等学校学習指導要領は、第1章 総則, 第2章 各教科・科目, 第3章 特別教育活動および学校行事等の三つの章で構成され、昭和35年10月15日に文部省告示第94号により公示、昭和38年4月より学年進行により施行された。そして、この改訂から現在の学習指導要領に近い構成内容となると共に、告示をもって公示され、およそ10年に一度の改訂を経て現在に至っている。

3 各改訂年の学習指導要領から見た高等学校の商業教育の変遷とその課題

これまでの記述内容からも明確であるように、戦後の新教育制度のもとでの商業教育に対して、その大綱として示された最初の学習指導要領は、昭和25年版の学習指導要領であり、この要領が昭和31年の改訂まで、高等学校の商業教育の手引きとして活用された。すなわち、新制高等学校における商業教育は、この『高等学校学習指導要領・商業編(試案) 昭和25年(1950)』が商業科の教科課程の編成・実施の拠り所となる「手引き」であったということであり、この学習指導要領により戦後の高等学校における商業教育が始まったといえる。

そこで次に、この学習指導要領に始まる高等学校の商業教育を各改訂年の学習指導要領との比較を通して、その変遷について以下に取り上げたいいくつかの視点から論じることとする。

(1) 当初の学習指導要領の性格

当初の学習指導要領の性格については、『高等学校学習指導要領・商業科編(試案) 昭和25年(1950)』の「まえがき」の1～3の記述内容により、読み解くことができる。

まず、「まえがき」の1では「この学習指導要領は、高等学校商業科の教師が、実際に

生徒の学習を指導する場合に、具体的な計画を作成するための参考となるように書かれたものであって、決してこのとおりに行うことをしているものではない。教師はこれを手がかりとして、より良い指導計画を立てることが望ましい。」と記されている。この文中の「決してこのとおりに行うことをしているものではない」「手がかりとして」という表記から、その性格が次に記す「まえがき」の2の内容と併せて理解できる。

「まえがき」の2では、「単元構成については、いろいろの方法があり、異なった方法によるときには、異なった単元が設定されるであろう。この学習指導要領に掲げられた単元の例は、一つの方法にすぎないのであって、生徒の学習効果を高めるのに役立つ構成方法については、今後なお大いに研究の余地があると思われる。」とある。この文中にある「単元の例」として記述されている事項とは、現在の学習指導要領の「内容」（指導内容）に該当するものである。このように1及び2の記載からも各学校の裁量が大きく認められていたことが分かる。この裁量がその後どのような質的变化をすることになるかは2の(2)で後記する。

また、以上の内容からも分かるように、当時の学習指導要領は現在の解説書の役割を兼ねていたことが推測される。

一方、「まえがき」の3には「学習指導上の要点の項では、各科目の目標や単元が設定される基礎となるところの、性格、範囲について考察し、また、科目相互の関連から、どの学年において学習するのが適当であるかについての原則を述べ、さらにその科目において、教師と生徒との準備と活動の例を掲げた。学習指導法の重点は、学問的な体系をそのまま生徒に注入することではなくして、できるだけ生徒の生活経験から導入し、生徒の心理の発達過程に即応するように、学習活動を展開させることにある。生徒は学習の過程において、次々に問題を発見し、その問題を解決しようと努力する。そこに自発的な、積極的な学習活動が行われるわけである。また、そこに抽象的でなく、具体的な、実践的な、身につくような学習活動が行われることが期待されるわけである。」とある。まさに、当初の学習指導要領は経験主義を原理とする生活単元学習による問題解決型の学習活動を進めようとしていたことが読み取れる。この点については、連合国軍の占領下にある影響が色濃く反映されたもの¹⁰⁾となっている。その後この方向は、系統主義を原理とするものへと方針を転換する（田中編 2011b）。そして、この経験主義と系統主義の対立はその後も続き、現在に至っている。この子細については2の(3)で後記する。

以上挙げたように、当初の学習指導要領は、各学校における「裁量」が多分に認められると共に、「経験主義」を重視するものとなっている。そこで、まずこの2視点を基に、その後の各学習指導要領との比較分析を通して、その教育の変遷を解明してみた。

(2) 学校裁量の質的变化

前述したように、当初の学習指導要領は「試案」と標記されていたことから明らかなように教育課程の編成や指導上の教師の「手引き」としての性格を有していた。これが昭和35年の改訂からは告示となり、法令の補完的規定となったことなどにより、その基準性（拘束力）は法的な面からも強えられるものとなっていった。その一方では、「中学生の進

路状況」(表5)で見ると昭和25年3月の中学卒業生の進学率は41.1%であるのに対して昭和35年は57.7%、昭和45年は82.1%、そして昭和50年は91.9%と上昇していった。特に注目すべきは、昭和35年から昭和45年の10年間の上昇率が予想を遥かに上回る24.4ポイントの急上昇であり¹¹⁾、それまでの他の時期と比較しても最も高いものとなっている。また、昭和50年3月の卒業生の進学率においては90%超に達し、まさに高校全入時代を迎えるに至った。このことは、従前と異なる能力や適性などを持った生徒の高等学校への進学を意味するものであり、この進学率の上昇とともに、生徒の能力・適性・進路などの多様化が始まることになる。この多様化は「詰め込み教育」の弊害から生まれた課題¹²⁾と相俟って、社会問題ともなった。そこで、昭和53年以降の学習指導要領の改訂では、この課題の解決を図るための方策として学習指導要領をより柔軟に扱うことができるように配慮を加え、教育課程の弾力的な運用を可能とするような改善が図られるようになり、その後もその改善は続き現在に至っている。次に、その一例を示すことにする。

表5 中学生の進路状況

	昭和25年	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年
卒業生数	1,586	1,663	1,770	2,359	1,667	1,580	1,723
進学者数	583	792	971	1,591	1,311	1,422	1,645
就職進学者数	68	64	50	76	57	30	20
就職者数	716	633	633	548	214	63	44
無業者数	190	148	101	135	81	61	11
その他	27	24	13	8	2	2	注4
進学率	41.1	51.5	57.7	70.7	82.1	91.9	96.7

- 注) 1. 各数値は表示年の3月卒業生数を基にしたものである。
 2. 卒業生数からその他までの数字は実数の百の位を切り捨てし、千の単位で表示した。
 3. 進学率は進学者及び就職進学者の実数の合計を卒業生の実数で割って求めた割合(百分率)である。
 4. 昭和55年3月卒業生の「その他」の数は635人である。

出所) 文部省『産業教育百年史』(昭和61年)1203ページより(注2の加工を施す)

昭和53年の改訂では、卒業に必要な単位数や週当たりの標準単位時間数の削減¹³⁾などの措置により「ゆとりの時間」と呼ばれる時間帯を創出した。これにより、学校では生徒や学校の実態などに応じた教育活動などを独自に展開する時間が生まれた。なお、この一連の削減の流れは、商業科においても必修単位数を従前の35単位から30単位を下らないこととするなどの変更が見られた。と同時に、商業科など職業学科(現在は職業教育を主とする専門学科と呼称)の各科目に対する標準単位数は、学習指導要領では示さず設置者が定めることになり、各地域の特性を踏まえた商業教育を従前より一層進めることが可能となった。また、同改訂の総則の第7款「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の6の(5)では「各教科・科目の指導に当たっては、生徒の学習内容の習熟の程度などに応じて弾力的な学級の編成を工夫するなど適切な配慮をすること。」や(6)には「学習が遅れがちな生徒、心身に障害のある生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取

扱いなどについて必要な配慮を行い、生徒の実態に即した適切な指導を行うこと。」などの事項が新たに記された。これらを含む今回の改訂について、高等学校学習指導要領解説では「・・・このたびの改訂の基本的な観点は、基礎教育の重視、実験・実習等の実際の・体験的な学習の重視及び教育課程の弾力化等に要約されるであろう。」(文部省 昭和54年a)とあるように教育課程の弾力化が挙げられている。

平成元年の改訂では、総則の第1款「教育課程編成の一般方針」の1において従前記されていた「学校においては・・・」を「各学校においては・・・」とした。この解釈について当該解説書では「教育課程編成の主体について、「学校」を「各学校」に改め、それぞれの学校が創意工夫を生かし、責任をもって編成する趣旨を一層明確にした。」(文部省平成元年)と記されている。このことは、教育課程編成の主体を各学校とし、それぞれの学校が責任を持ち創意工夫を生かした教育課程の編成を進めることを求めている。また、同改訂において、科目の履修と修得が切り離されたことも注目すべき改善点である。昭和53年改訂学習指導要領では総則の第8款の3に「学校においては、卒業までに修得させる各教科・科目及びその単位数を定め・・・」とあったが、平成元年の改訂では第7款の4に「学校においては、卒業までに修得させる単位数を定め・・・」とあるように「各教科・科目」という文言をこの改訂から削除した。このことは、各学校において卒業の認定に際し、特定の教科・科目の修得を定め、卒業の条件としなくて良いということを明示したことになる。すなわち、学習指導要領上では必修教科・科目という概念はなくなり、必修教科・科目という概念に変えられたということである。そこで、学校では必ず修得する教科・科目、すなわち「必修教科・科目」という規定を校内教務規定から削除し、「必修教科・科目」とするなどの柔軟な扱いも可能となった¹⁴⁾。

以上のように、学習指導要領の学校裁量については、試案の時代、告示以降の時代を経て現在に至っている。しかし、前述したように「手引き」から「基準」へと、その法的拘束力への認識¹⁵⁾とともに、進行する生徒の能力、適性、進路などの多様化に対する要請という両面への配慮から、「学校裁量」という表記が「柔軟」や「弾力」という文言をもとにしたものへと質的な変化をしたとみることができる。要するに「学校の裁量」という解釈は昭和20年代のものとは異なり、学習指導要領という基準を踏まえた上で「柔軟な扱い」や「弾力的な運用」が認められるという解釈になった。

このことについてもう少し詳説すると、この変化は二つの時期を経て平成11年の学習指導要領の改訂へと至っている。その一つは、戦後の新教育制度のもとで経験主義から昭和30年代に系統主義へ移行する過程において、学習指導要領がその法的拘束力という基盤を徐々に確立していった時期であり、先に記したように、昭和25年当時の学校裁量を認める表記は当時徐々に消えていった⁹⁾ 時期である。このことについて、昭和35年改訂の学習指導要領総則の解説書には「このように学習指導要領が基準性ないし法的拘束力をもっているということは、従前のそれが図書の形で刊行されており、今回は文部省告示の形で定められているというちがいがいかかわらず、何ら変わることはないのである。ただ、基準性の強弱や弾力性については、学習指導要領の表現そのものに即して判断されなければならない。たとえば学習指導要領のうちには、「・・・しなければならない。」「・・・もの

とする。」というような表現のほか「・・・を原則とする。」とか「…が望ましい」というような各種の表現があり、それぞれの場合に応じてその拘束性にも若干の差異のあることを示しているのである。」(文部省 昭和37年a)と記されている。また、この昭和35年改訂の同解説書では「教育にいつその計画性をもたせるため、必要かつ可能な教科・科目について履修内容を学年ごとに示したが、学校における運営については、弾力性をもたせるようにした。」あるいは「各教科・科目の単位数については、標準としての単位数を示し、学校における教育課程の編成に弾力性をもたせた。」(文部省 昭和37年b)というように、基準性を重視する中で、弾力性という語句が散見できる時期である。

もう一つの時期は昭和50年代以降である。前述したように昭和40年代の予想を遥かに上回る高等学校への進学率は、予想を上回る生徒の能力、適性などの多様化を伴うものであった。そして、さらにこの時期の改訂(昭和35年及び昭和45年の改訂)はそれまでの社会的な要請¹⁶⁾もあり、一般に「詰め込み教育」といわれるものであった。その結果、基準として考えていた指導内容や指導形態などの事項は徐々にその想定を超え、この生徒の多様化に対応できず、学業不振や学校生活への不適応、そして中途退学など各種の教育課題が生起する原因となった。そこで、この課題に対応するため、昭和53年の改訂では先に記したように従前のものより、弾力的な教育課程の編成を可能とする各種の方策が学習指導要領に組み込まれていった。そしてその後、さらに各学校においては生徒の実態を踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するという範囲内において弾力的な教育課程の編成・実施が求められる時代に至っている。その中、注視すべき事項として挙げられるのが平成15年の学習指導要領一部改正において示された学習指導要領を「最低基準」とする見解である。特に、平成20年代(小・中学校は平成20年改訂、高等学校は平成21年改訂)の改訂以降、この裁量の解釈については新たなものへと変化したのではないかという指摘もある。このことについてはここでは深入りせず、今後の研究に委ねることとする。

まとめると、高校進学率の上昇と教育に対する社会の要請から、学習指導要領の基準性は法的拘束力のもと、その基準内において弾力的な運用を認めるという質的な変化が昭和30年代に始まった。その後予想を上回る高校進学率の上昇などにより、生徒の能力、適性、進路などは多様化が進み、より一層弾力的な教育課程の編成のための方策が昭和53年の改訂以降盛り込まれるようになっていった。そして、この学習指導要録の質的な変化は現代顧みると、生徒の多様化が進行する昭和50年代中旬までの時期とも重なり、高等学校における商業教育に大きな影響を与えることになった。この影響について次に論述する。

先にも述べたように昭和35年から昭和45年の10年間の高校進学率の急上昇期は、同時に商業教育の隆盛期でもあった。戦後まもなく出生した団塊の世代が高校入学の時代を迎え、また、それまでの幾度かの好景気と高度経済成長のもと、大方の家庭がその子女を高等学校へ進学させる経済力を持ち始めてきた時期であり、昭和45年には82.1%という進学率に達した。さらに、経済社会もその発展を支える中堅産業人としての専門性を持った人材の確保が大量に必要であった。という時代的な背景は商業高校を始め職業高校での教育を評価し、社会的評価は一律に高いものとなっていた。その中、当時この社会的評価や大学への進学がまだ一般化(大衆化)していないということから、完結教育を掲げていた職業高

校は社会のニーズに合致した教育モデルであった。その結果、職業高校への進学者はその能力と目的意識を有して学び、卒業後は経済社会の牽引力として期待に応え、その発展に大いに寄与した。しかし、この時期の中盤には新たな潮流が流れ始めていた。それは昭和40年初頭に始まる四年制大学・短期大学への進学率の増加であり、高学歴志向、高学歴社会の到来である。この流れに高等学校の商業教育は乗ることができなかった。いや、あえて乗らなかった。このことは他の職業高校も同様であろう。それは当時、以下のような事情があったことが「乗らなかった」理由の一つと考えられる。

当時の教育課程審議会の答申の一つに「職業に関する課程においては、中堅産業人の育成を期するため、普通教育を改善充実するとともに、専門教育の基礎を徹底するように教育課程をそれぞれ編成すること。」（教育課程審議会 昭和35年）とある。このことについて当時の学習指導要領の解説書では改訂の基本方針という節で「職業教育を主とする学科においては、中堅産業人の育成を期するため、普通教育を改善充実するとともに、専門教育の基礎を徹底するため、専門教育の内容を精選充実し、その必修単位を増加した。」（文部省 昭和37年c）と記している。このことにより完結教育¹⁷⁾を前提に中堅産業人の育成をねらいとすることが当時の職業高校の使命ということになってしまった。何故ならば、このような記述が教育課程審議会の答申や学習指導要領の解説書になされたということは、当時、確立されていた学習指導要領の基準性から、大方の学校はこの内容を受け入れ、そのための教育を前面に出し、推進するということになる。また、このことこそが商業高校の存在価値であるとの考え方が一般社会でも主流を占め、疑うことはなかった。そこでこれ以降、就職をするなら職業科、進学をするなら普通科というイメージや意識が社会に次第に浸透していった。それでも商業高校に限定すると過去の実績の恩恵や各学校の内部努力もあり、第1次・2次の石油危機も乗り越え、女子化¹⁸⁾が進む生徒に対してその就職先の確保は都市部においては比較的容易なものであった。このことがさらに高等学校における商業教育の抜本的な改革を遅らせることとなった。しかし、我が国の経済は高度成長期を過ぎ、円高の回避やコスト削減による企業の生産拠点の海外移転などとともに、次第に地方経済はその衰退が顕著となり、都市においても事務のOA（オフィス・オートメーション）化の進展、特にパーソナルコンピュータの急速な普及などにより、事務職の求人が減少していった。時折しも昭和60年初頭に団塊ジュニアと呼ばれる世代が中学を大量に卒業するピーク期とバブル景気と呼ばれる時期が重なり、景気が急上昇する中、増加した中学卒業生の大方のニーズはもはや商業高校への進学へととは向かわなかった。大半の中学生の進路意識には、高校を卒業後、即就職するという選択肢を強く抱く生徒は少数となっていた¹⁹⁾。以上のことから明白なように、完結教育を前提とする中堅産業人の育成という教育モデルは昭和40年初頭には、その教育の将来を見据えた場合、再考が必要なモデルとなっていた。すなわち、昭和40年代初頭にはすでに商業高校から大学への進学など、その先の教育と接続する制度の構築を方策の一つとして導入する必要があったと言える。そして、生徒の多様化に対応するために、昭和50年代の中旬にはこの時期に改訂された学習指導要領に基づく教育課程編成の基準を弾力的かつ大胆に活用した教育課程を編成し、完結教育や卒業後の進路が就職（単一）というイメージを払拭する施策を策定し

ておこななければならなかったのである²⁰⁾。なお、この完結教育の見直しについての経緯は、次の(3)の中で記す。

以上のことから今後の高等学校における商業教育を展望する場合、大学入試センター試験等の見直しが行われている現在、このイメージを払拭するためにも、大学進学など継続教育を進める新たな商業教育を創造する教育課程の編成・実施と共に、継続教育を推進するための制度を一方策として明確に示さずには、その発展はありえないという課題がまず抽出された。

(3) 経験主義と系統主義の狭間の中で

前述したように、戦後の新教育制度の下での教育は、経験主義を重視することから始まった。その後、戦後の復興や経済成長が進む中、高校進学率の上昇や高学歴志向などの社会的な背景とその要請のもと、学校教育は徐々に「学習指導要領に見る高等学校の商業教育の変遷」図1に示すように系統主義を重視する傾向となっていった。このことについて、昭和31年改訂版の高等学校学習指導要領では「・・・その共通な面に着目して典型的に生徒の個性や進路の傾向を捕え、その必要をできるかぎり満たすように教育課程の類型を編成し²¹⁾、これによって、全学年を通じて、広くしかも調和のとれた教育が計画的、能率的に行われるようにしなければならない。」(文部省 昭和30年a)とし、教育課程について類型の設定を指示している。しかし、同改訂版では「・・・教育課程の類型においては、各教科、科目の学習ができるだけ他の教科、科目の学習に活用されるように、その履修の順序を定める。」(文部省 昭和30年b)という表記に止め、科目の履修学年を学習指導要領上、明示するには至らなかった。このことについて昭和35年改訂の学習指導要領の解説書である『高等学校学習指導要領解説・総則編』の第1部の第2章「改訂の基本方針」の第1節では「・・・たとえば類型についても、類型自体の考え方は昭和31年度に改訂されたもの(以下「従前」という。)において始めてとられたものであるが、その際は科目の履修学年の指定ないし学年別の組み立てということが考えられていなかったのに対し、昭和35年の改訂(以下「改訂」という。)では、学年指定の考え方を取り入れて示されているのである。この点は教育にいっそうの計画性をもたせるという昭和31年度の類型の考え方をさらに徹底させ、おし進めたものといえよう。」(文部省 昭和37年d)とある。

このような系統主義を重視する傾向は昭和31年の改訂に始まり、これ以降顕著となり、その後の「詰め込み教育」と評される教育課題へと繋がって行った。この弊害を見直し、人間性を重視する教育などを柱とした昭和53年の改訂は、系統主義から経験主義へと色彩を強める転換期となった。具体的な改善事項としてはこの改訂において、ゆとりの中での基礎基本の徹底が示され、各種の基準が緩和される中、前述したように「・・・このたびの改訂の基本的な観点は、基礎教育の重視、実験・実習等の実際的・体験的な学習の重視及び教育課程の弾力化等に要約されるであろう。」(文部省 昭和54年a)とあるように、この改訂では実験・実習等の実際的・体験的な学習を重視することが求められている。商業科においては、従前の「商業実践」「事務実践」「経理実践」及び「貿易実務」が整理統合されて「総合実践」となり²²⁾、その履修学年は2年からの履修が望ましいということで1

年早まったことや従前の目標、学科数、必修単位数、科目数などについて見直しが図られた。目標については昭和45年改訂まで複数（4～5項目）で示されていたものが見直され、これを一つにまとめた上で、「基礎的・基本的な知識と技術を習得させ」（文部省 昭和53年）という文言が約20年を超える年限を経て復活した²³⁾。学科数は7から5学科に整理され、必修単位数も35から「30単位を下らないようにすること」と30単位に削減され、科目数に至っては36科目まで膨らんだ数が18科目と半数に整理統合されたことなどが挙げられる。

その後も、平成元年の改訂では、高等学校学習指導要領解説に「基礎的・基本的な知識や技術の学習の上に立って、応用性ある知識や技術を確実に身に付け、それを将来活用できる能力を育てる観点から、課題解決型の学習を重視し、実験・実習等の実際的・体験的な学習の充実を図るとともに、問題解決能力や創造性を育成するため、「課題研究」を新たに設けた。」（文部省 平成元年a）とあるように系統的な学習を意識しながらも経験主義の潮流は続き、平成11年の改訂では「生きる力」の育成を支える柱として「総合的な学習の時間」が創設された。しかし一方、学校週五日制の完全実施に向け、義務教育を中心とする学習指導要領の各教科の指導内容が削減されることが示される中、大学生の学力低下や国際比較された子供たちの学力低下が社会問題化していった。そこで、文部科学省は平成14年1月に「確かな学力の向上のための2002アピール」を発表し、学習指導要領は最低基準であり、理解の進んでいる子どもには、発展的な学習を認めた。それ以降、学力低下問題と相俟って再び系統主義を重視する教育に向かう機運が高まりつつある。

以上のように戦後の高等学校の教育は経験主義と系統主義との間で、その流れが完結教育から生涯学習へと図1に示したように移行している。そこで、この移行について次に論述する。

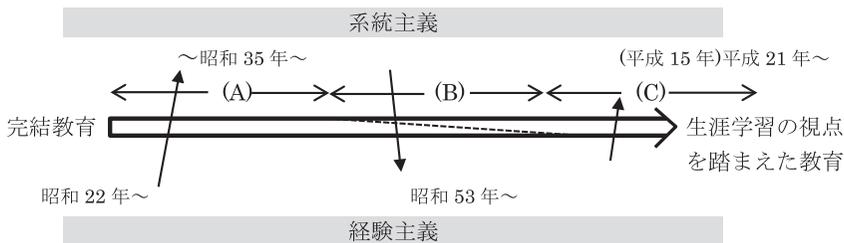


図1 学習指導要領に見る高等学校の商業教育の変遷

昭和31年改訂版の高等学校学習指導要領一般編の「まえがき」の1に「高等学校の教育は、この段階における完結教育であるという立場を基本とすること。」（文部省 昭和30年c）とあることから明らかであるように当時の高等学校の教育はこの段階における完結教育という立場をとっていた。この立場は、科学技術の進展や専門性の深化、高学歴社会の到来などととも大学への進学率が高まる中、激化する時代の要請に対応する教育を求めて、新しい学力観や「生きる力」の育成に代表される教育など、生涯学習を推進する方向へと

移行していった。なお、生涯教育の日本における嚆矢は、第7期中央教育審議会が1966（昭和41）年に公にした「後期中等教育の拡充整備について」であった（坂田・河内・黒川平成21年）。その後の臨時教育審議会（昭和59年8月から昭和62年8月）の答申では、21世紀のための教育の目標とともに、今後の教育の在り方を検討する観点として3点が示され、その内の一つが「生涯学習体系への移行」であった。これを受け平成元年の高等学校学習指導要領解説・商業編の第2章第6節に記された課題研究では「この科目は、生徒の多様な実態に応じて個々の生徒の特性や進路希望などに即した教育活動を一層適切に進めていくことの必要性や、問題解決のための継続的な学習の一層の推進を図ることの必要性を指摘した答申の趣旨に基づいて、今回の改訂で新たに設けた科目である。」（文部省平成元年b）とあり、生涯学習体系への移行を具現化する方策が示され、これ以降もこの種の記述が散見されるようになった。その中で、平成12年の学習指導要領解説・商業編には「・・・理科教育及び産業教育審議会においては、産業界で必要とされる知識や技術・技能の高度化等を踏まえ、完成教育としての職業教育ではなく、生涯学習の視点を踏まえた教育の在り方や技術革新、国際化、情報化、少子高齢化等による社会の変化や産業の動向等に適切に対応するため・・・」（文部省平成12年a）と記述されている²⁴⁾。以上のことから明らかなように、その移行はこの期間を経て現在に至っている²⁵⁾。このように職業教育を主とする専門高校の教育については一部に生涯学習を意識した方策も提示されたが、完結教育という考え方のもと長年にわたり、各種の施策が提案されていたことになる。すなわち、前述したように社会の変化とそのニーズに適応するための制度改革がこの分野においては先延ばしとなり、適時に実施されてこなかったということである。この結果、高等学校における商業教育は継続性・発展性という視点から見て魅力に欠けたものと評価され、この教育の衰退の一因になったと考えられる。

また、図1の斜行矢印の長さの変化で示したように、両主義の間で経年にわたり、その教育は相互の特性を取り入れ、その振れ幅は極端なものから徐々に振動の幅を縮めつつある。すなわち、科目ごとに学習のねらいや内容などにより、過去に批判にさらされた課題も踏まえて、より適した学習方法や形態などを取り入れる傾向が強くなってきたといえる。今後も商業教育など職業教育においては、先にも記した「課題研究」の新設のねらいなどを生かした発展的な教育の開発が重要となるであろう。そして、この開発の過程において、平成21年の学習指導要領改訂の基本方針の一つでもある基礎・基本の習得からその活用（応用）へ、活用から探究へと導くなど、生徒の研究活動を重視する新たな指導法やこの指導の成果を次につなげる方策などの策定が望まれる。このことによりこの両主義を融合させ、将来の明確な目標と主体的な学習意欲や態度を持った生徒を育成するなど、生涯学習の基盤を作る新たな教育を創出していくことが求められている。

以上のことから、今後の高等学校における商業教育を展望する場合、この新たな教育の創出なしには、その発展はありえないという二つ目の課題が抽出された。

さらに、図1を次の視点から分析してみると別のことが読み取れる。この両主義の間で振れ動く経年変化の波動と日本経済の成長及び景気の動向とを比較してみることにする。昭和20年代初めの戦後の復興期から昭和45年頃にかけては、幾度かの好景気に恵まれた時

代であった。図1の(A)で示されたこの時期は科学技術の進展のもと、第二次産業が活性化し、大量生産・大量消費などに支えられた高度経済成長期である。その後(B)で示した平成2、3年頃までの期間は石油危機にも見舞われたがバブル経済の破たんまで経済成長も実感できた時代であった。(B)で示されたこの時期は第二次産業から第三次産業へとその中心が移行する期間でもあり、経済成長も調整期であった。また、大衆が個々のライフスタイルを大切にし、中流意識を持ちつつある時代でもあった。さらにその後、現在までは、デフレーションスパイラルによる不況や世界的同時不況などにより、戦後最長といわれる景気もあったが、それを実感することはあまりない時代である。(C)で示したこの時期は第三次産業での就業者の割合が「産業別就業者数の割合の推移」(表6)からも明らかなように6割を超え、グローバル化、科学技術や高度情報通信技術の急速な進展など社会の変化が一層激化する時代であるといえる。

以上のように、経済成長や産業構造などの変容の周期は、教育の潮流の変化と関わりを持っていることが考えられる。また、この周期はおおよそ20年である²⁶⁾。そして、この関わりは当然ともいえる。何故なら教育の改変は、社会からの要請という側面をいつの時代も意識して企図しているからである。特に、職業教育を主とする専門高校にとっては経済社会の転換期に教育の潮流を変化させ、次世代を担う人間を養成し、その変化への適応を目指すことは極自然のことであろう。そこで、この20年周期が正しければ平成4、5年から始まった(C)の時期は終了し、現在まさにその転換期にある。教育基本法が平成18年に改正され、6・3・3制の見直しや大学入試センター試験の代案などが検討される現在、商業教育についても、この機を逃すことなく、これらの教育改革を生かし、先に述べた新たな教育の創出などが各学校現場、各地区から派生させる時期であることを真摯に受け止めなければならない。将来この教育を顧みるとき、今後10年間にわたる時期の改革がこの教育の発展にとって、いかに重要であったかを痛感することになるのではないか。

表6 産業別就業者数の割合の推移

	昭和30年	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成17年
第1次産業	41.1%	24.7%	13.8%	9.3%	6.0%	4.8%
第2次産業	23.4%	31.5%	34.1%	33.1%	31.6%	26.1%
第3次産業	35.5%	43.7%	51.8%	57.3%	61.8%	67.2%

注) 昭和40年以降の割合には分類不能の産業が含まれているため、合計が100%にはならない。

出所) 総務省統計局「国勢調査」(文部科学省 平成23年b)

(4) 専門性への対応

専門高校にとって、その専門性を深化させる教育の推進は全力を傾注して取り組むべき事項であり、またそれが専門高校の特色でもある。そこで、この3として取り上げた内容の最後に、この専門性という視点から各改訂年の学習指導要領を比較分析し、その変遷を考察することにした。

商業教育において、その専門性を深化させるための方策の導入を記した学習指導要領は、

昭和31年の改訂からである。この改訂には「商業に関する課程の教育目標は一般的には共通しているが、選択される科目によって特色づけられる具体的な類型の教育目標には、それぞれ特徴がある。したがってその教育課程は単に漫然と選択された科目をもって構成されることなく、それぞれの特徴を生かして編成する。」(文部省 昭和31年b)とある。このことから専門性を深化させる方策として類型制の導入がこの改訂から始まったことが分かる。しかし前述したように、各科目の履修学年については昭和35年の改訂から示されることになった。この昭和35年の改訂の解説書には教育課程の編成例が示され、そこには商業経済に関する科目に重点をおく例、簿記会計に関する科目に重点をおく例、販売に関する科目に重点をおく例、文書事務に関する科目に重点をおく例(主として女子に適する)、女子向きの例、そして定時制の編成例として一般的な例が記されている(文部省 昭和37年e)。また、この昭和35年の改訂では職業を主とする学科においては、中堅産業人の養成を期すことが記され、商業科の目標として掲げられた4項目中、「経営管理」という用語が3項目に記されていた。特に、目標の3には「各種の商業ならびに経営管理や事務に従事する者として・・・」とあることから、当時の商業高校生に対する社会からの期待が窺える。このような中堅産業人の養成や類型制の導入は、中央教育審議会の各建議によるものである。中央教育審議会の建議「中堅産業人の養成について」(昭和32年10月22日)では「職業に関する課程にあっては、その専門とする教科・科目に重点をおき、その課程の特色を現在よりもいちだんと明確にするとともに、教育課程全般にわたって、その効率化をはかる必要がある。・・・」と記されている。このことから当時の職業高校に専門性を持った中堅産業人の養成を強く求めていたことが読み取れる。また、中央教育審議会の建議「高等学校における産業教育の改善について」(昭和34年9月29日)では第4「商業教育について」の中で類型の設定を求めている。このような社会の要請による生徒の養成も所期の成果を上げ、日本の経済を支えた人材を多く輩出した。しかし、一方その後の高校進学率の上昇とともに、生徒の能力、適性などの多様化が進行し、徐々に類型制では、さらに高度化する専門性に対応することが困難となっていった。

そこで、昭和45年の改訂から、小学科の設置による指導が開始されることになった。この制度は細分化する専門性に対して商業科を分化し、入学段階から3年間、小学科においてその分化した分野の専門性に特化した知識や技能を徹底指導するという特長を持っていた。従って入学時には、各小学科の特色を理解し、その学科に適応する能力、適性、進路、学習意欲などを持った生徒を確保することがこの制度を実効あるものとするための最重要要件となる。当時は商業科の他、経理科、事務科、情報処理科、秘書科、営業科、貿易科が同改訂により学科として提示された。その後、昭和53年の改訂では前回示された学科の内、秘書科、貿易科が削除され、平成元年の改訂では商業科の他、流通経済科、国際経済科、会計科、情報処理科が示された。この間、小学科を設置する学校では既存の商業科の募集定員数を減らして、その減員数分を小学科に配分するという方法をとる学校が大多数であった。その中、導入校は当初少なかったがより高い専門性の習得への期待と1校の募集定員数が各学科に分散したことなどと相俟って、多くの学校ではその学習に支障のない入学生の確保ができていた。しかし、高まる大学進学率の中で、商業高校への受験応募者

数の減少や昭和60年代前半に迎えた中学卒業者数のピーク後は生徒数が急減する中、当初のような能力、適性などを持った入学生の確保が徐々に困難となっていった。その結果、学科間の学力格差などの課題が表面化していった。その後、学科の名称に国際などを冠し、英語教育に重点を置く学科や会計分野に特化する学科などを新設するが²⁷⁾、中学生にとって当該学科の名称からその学科での学習内容を想像することは容易ではなかったことも課題となった。そして、小学科は簿記・会計や情報などに関する分野で、高次の資格取得者の育成や更なる専門性の深化を求めた大学進学などの成果を上げたが、一層高度化する専門性は、徐々に生徒の能力などとの隔たりを拡大させていった。このようなことから、高等学校における商業教育においては、次のように専門性を捉えるという変化が示された。

平成7年3月に職業教育の活性化方策に関する調査研究会議は「－スペシャリストへの道－職業教育の活性化方策に関する調査研究会議（最終報告）」を提出した。その中で「…職業高校においては「将来のスペシャリスト」として必要とされる「専門性」の基礎・基本の教育に重点を置き、ここで学んだことを基礎に、卒業後も職場や大学等の教育機関において継続して教育を受けるなど、生涯にわたり専門能力の向上に努めることが重要になっている。」とある。そして、その後の平成10年7月の理科教育及び産業教育審議会の答申にも、専門高校における教育の改善・充実のための視点の一つに「将来のスペシャリストとして必要な専門性の基礎・基本の重視」が挙げられている。これら答申などを踏まえて、平成11年の学習指導要領改訂では、その解説書に「各科目群及び各分野に該当する科目については、新設する「ビジネス基礎」は教科の基礎的な科目として、「課題研究」、「総合実践」は総合的な科目として位置付けるとともに、流通ビジネス分野として「商品と流通」、「商業技術」、「マーケティング」、国際経済分野として「英語実務」、「経済活動と法」、「国際ビジネス」、簿記会計分野として「簿記」、「会計」、「原価計算」、「会計実務」、経営情報分野として「情報処理」、「ビジネス情報」、「文書デザイン」、「プログラミング」を各分野に関する基礎的・基本的な科目として位置付けた。」（文部省 平成12年b）というように専門性を捉えるようになった。この他、同年の改訂では従前と異なり標準的な学科が示されなくなり、設置者や学校で検討し決定するようになった。

以上のような変化から、小学科の設置に関して平成17年の全国商業高等学校長協会の調査²⁸⁾では、大学科²⁹⁾から小学科へ改編した割合は6%、小学科から大学科へは34%、学科の規模は大学科のままが9%、学科の規模は小学科のままが51%という結果であった。このことから、平成11年の学習指導要領改訂以降、教育課程の実施に向けて各小学科から、商業科という大学科へと改編が進んでいることが分かる。

以上、学習指導要領の改訂内容などを踏まえて鑑みると、小学科による専門性の深化については、今後も見直しの検討が進む学校も増えていくことが予測できる。

専門高校はその専門教育を蔑にしては成立しない。むしろその存在意義を高めるためにも専門教育を重視した教育活動を展開していくことが求められる。しかし、現状は前述したような課題が山積している。この課題を解決する方策としては、地域や学校の特色を生かし、弾力性を持った教育課程を編成し、多くの中学生の興味・関心を引き出す魅力ある専門教育の提示が重要である。そして、その実現には専門性を次に繋げる仕組みの構築が

必要である。現在、全国各地の商業高校では、その専門性を生かした地域企業とのコラボレーションによる商品開発などがかなり盛んに行われている。しかし一方、大学進学という視点からみると、入学までの各種指導・受け入れ体制³⁰⁾は相互の努力により構築されているものの、入学後の指導体制についての連携は一部を除き、遅々として進まないのが現状であろう。高校を卒業して大学へ進学した生徒³¹⁾への追指導など、卒業後の指導を継続的に実施し、その専門性の深化を支援する丁寧な指導体制や高等学校における専門教育と大学における専門教育の接続など、相互の教育の連携を強化する体制の構築が早期に求められる。この体制を構築し、より専門性の高い人材の養成課程を高大連携の柱とする専門高校の実現こそ、普通高校にはできない専門高校の特色となり得る。この体制の実現こそが専門高校の社会的評価の回復に繋がる最善策であると確信する。

現在、深化・細分化する専門性を追っていくことは、四年制大学の学生にも容易ではない。商業高校の教育を将来のスペシャリストとして必要な専門性の基礎・基本の重視へ転換しようとしていることは、遅すぎる感があるが賢明なことであろう。そこで重要なことは、以上に述べたように、その専門性を次に繋げる確固たる教育の仕組みの構築を産業界や大学との連携の中で実現していくことが高度化する専門性への対応という視点から、最大の課題である。

4 おわりに

昭和22年度に始動した新学制のもとでの戦後の教育は、まもなく70年になろうとしている。平成18年には約60年ぶりに教育基本法が改正され、それ以降、長く続いてきた他の教育制度についての見直しの検討も盛んに行われ現在に至っている。日本国憲法の第27条の第1項には勤労の権利と義務が記され、教育基本法の第2条の2には、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うことが記されている。また、学校教育法の第50条の高等学校の目的には、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことが記されている。その中まさに現在、若者の望ましい勤労観・職業観の育成と社会的・職業的自立が学校教育の重要な課題の一つとなっている。少子化の中で育った子どもたちは自立を拒み、社会的責任を果たすことや社会で貢献する喜びを理解しないまま成長いくケースも少なくはない。このことに対して学校における取組みも生徒にとっては一体験に過ぎず、その後の意欲や態度と結びつくことは少ない。その結果、学校から社会・職業への円滑な移行が大きな社会問題となっている。文部科学省は平成16年「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書」をまとめ、これらの課題の解決を図るための方策を推進しているが、学校におけるキャリア教育プランは画餅となってしまう場合も少なからずある。大学の学部選択などは本来、将来の職業選択であるにも拘らず、生徒も教師もあまりそのことを意に介さず進路を決定することも間々ある。いったいどこに原因があるのだろうかと考える。恐らくその原因は多様であろう。しかし、一つ言えることは人生の大半は職業生活に費やされることになる。その結果、個人の人生は職業によって決まってしまうことも少なくない。このことを講究すると中学及び高等学校での

職業教育は学校教育の基本として重要な位置にあるとともに決して蔑にしてはならないものであると確信する。以上に記したように、新たな時代に向け、転換期にある現在の教育にとって、この職業に関する分野の教育の推進なしに我が国の抱える大きな課題の解決はない。従前の教育モデルが行き詰まりを見せている現在、その根本的な原因を解明するため、戦後の教育についての分析・探究は欠かすことができない研究課題である。この自負の基に、今回は「学校裁量の質的变化」、「経験主義と系統主義との対立」、「高度化する専門性への対応」が高等学校の商業教育にどのような影響を与えていったかを中心に研究を行った。そして、この研究を基にこの商業教育の将来の在り方に関わりのある重要な課題についても論述した。

今後はここで抽出した課題である、新たな制度を創る「大学進学など継続教育を進める新たな商業教育に関する制度の策定」、教育の中身を新たに創る「経験主義と系統主義とを融合させ、生涯学習の基盤を作る新たな教育の創出」、継続教育を進める連携の仕組みを創る「専門性を次に繋げる教育の仕組みの構築」などをもとにして、継続性・発展性に満ち新たな魅力を秘めた方策を開発する研究に取り組む所存である。

謝辞

本研究は、日本大学商学部研究費（個人研究）の支援を受けて進めたものであることを銘記し、改めて感謝を申し上げます。

〔注〕

- 1) 文部省「学校基本調査」によると、昭和35年度の高等学校の学科別生徒数の割合では商業科は16.5%であり、その生徒数は532,360人である。また、昭和45年度は16.4%であり、その生徒数は691,883人であった。この割合は他の職業教育を主とする学科の中で最も高く、この割合が16%台であったのはこの時期に限られている（文部省 昭和61年a）。
- 2) 平成22年度の文部科学省「学校基本調査」によると、例えば大学に在籍する学生数2,559,191人に対して商学・経済学分野に属する学生数は492,492人であり、全体の19.2%と他の分野と比較して最も高い（文部科学省 平成23年a）。
- 3) この時期はまだ教科外活動という領域が明示されておらず、カリキュラムには「教育課程」ではなく「教科課程」という日本語があてられていた（田中編 2011a）。当初の学習指導要領では、現在のような教科以外の領域に関する内容、例えば特別活動などについて教育課程の領域で扱っていなかったもので、専ら教科に関わる規定として示されていた。そのため現在、教育課程と呼ばれているものを教科課程としていた。
- 4) 第3章は教科過程（原文では過程となっている）の章とされ、一、教科課程はどうしてきめるか 二、小学校の教科と時間数 三、新制中学校の教科と時間数となっており、高等学校についての内容は記されていない。そこでその後、補遺として「新制高等学校の教科課程に関する件」が通達された。

- 5) しかし、この「新制高等学校の教科課程に関する件」では第一の二の教科課程の運用という項目において「この課程を実際に生徒に課すにあたっては、単位制を採用するようにしたい。単位制というのは、生徒の修めた課程を計算する方法であって、生徒は自分の修めたいと思う科目を予めきめておいて、その科目を満足以修得した場合にその単位数を与えられることとなるのである。そうしてこの単位が一定数与えられたときに、進級したりあるいは卒業することとなるのである。このような単位の計算は週平均一時間一年間の学習を果たした場合にこれを一単位とし、・・・そこで先に示した全教科について単位数を示すと次のとおりになる。」という記述があるように、単位数という表記はこの時期にもあった。
- 6) 当時は教科と科目が区別されていなかったの、このように教科と記されていた。
- 7) 『高等学校学習指導要領・商業編（試案）昭和25年（1950）』では「文書実習」を「文書実務」と改名した。
- 8) 正式には『学習指導要領・一般編（試案）昭和26年（1951）改訂版 文部省』昭和26年7月発行したものを指す。
- 9) 昭和31年改訂の高等学校学習指導要領商業編では「この高等学校学習指導要領商業編は、高等学校の教育課程の改訂に伴って、昭和25年度版「高等学校学習指導要領商業科編」を改訂したものである。これは、高等学校の商業科の指導を計画し実施する際の基準を示すものであって、昭和31年度の第1学年から、学年を追って実施されるものである。」（文部省 昭和31年a）と記されているように、「基準を示す」という表記になった。これは昭和25年版が「手引き」として示されたことから考えると、その性格を大きく変える記述である。
- 10) 日本の教育は、当時連合国軍最高司令部民間情報教育局の指導監督下で、その改革が行われていた。
- 11) この急上昇は、当時の文部省の予測を超えるものであった。「前回の教育課程の改善策が講ぜられた時点（昭和35年）では、高校進学率は57.7%であり、10年後の昭和45年（現在）には72%に及ぶだろうとの推測であったのであるが、事実にはるかに予想以上の急上昇を遂げ、82%に及ぶ結果となった。」（全国高等学校長協会高校教育研究会 昭和46年）この研究会が記した72%の根拠は、「昭和45年度ごろには72%程度に上昇することが予測できる。」（文部省 昭和37年f）という記述などを基にしたものである。
- 12) この課題とは、学習についていけない生徒や問題行動を起こす生徒などの増加である。
- 13) 昭和45年改訂の学習指導要領において、全日制課程における各学年の週当たりの授業時数は34単位時間を標準とし、原則として38単位時間を超えないようにすることとしていたが、昭和53年の改訂では、32単位時間を標準とすると改めた。また、普通教科の必修単位数も42単位から27単位に大幅に削減した。
- 14) この変更には、中途退学の原因となっている原級留置（留年）などを解消するとともに、生徒の得意分野を一層伸長させる個性重視の考え方がその背景にある。そのことを裏付けるものとして、同年の改訂から総則の第7款の3に「学校においては、各学年の課程の修了の認定については、単位制が併用されていることを踏まえ、弾力的に

- 行うよう配慮するものとする。」という内容が追加されている。
- 15) 最高裁判所の判決（昭和51年5月21日）などの判例から読み取ることができる。
 - 16) 所得倍増計画と高度経済成長路線を具体化する教育計画を遂行する時代（田中，水原，三石，西岡 2011）
 - 17) 完結教育という文言は，昭和31年改訂版の高等学校学習指導要領一般編の「まえがき」の1において「高等学校の教育は，この段階における完結教育であるという立場を基本とすること。」と記されている。
 - 18) 昭和38年度以降，女子の割合は在籍生徒の50%を超え，その割合は次第に増加し，学校によっては8，9割の生徒が女子という女子化が進むことになった。これは昭和30年代中旬から昭和50年代中旬まで，商業高校卒業後の就労業務として事務従事者の割合が6割（文部省 昭和61年d）と高かったことや高学歴志向が浸透する中，男子は四年制大学への進学，女子は就職に有利な商業高校や短期大学という考えが当時の社会的な背景の一つにあったことが影響していると思われる。
 - 19) 中学生の普通科志向と中学生の段階では明確な進路が定まらず高校に入ってから将来の方向性を考えるという「進路の先送り」と呼ばれる課題などがその要因であると考えられる。
 - 20) このことについては，前掲した『産業教育100年史』の453ページに記されているように，昭和22年開催の全国商業学校協会の総会において「商業高等学校卒業者の大学進学の道を閉ざすことのなきよう，制度的に明示すること。」が議題の一つとして討議されて以来，共通第一次学力試験や大学入試センター試験において簿記に関わる科目が選択扱いとなっているなど，多くのご尽力がなされたことを承知した上での記述であることを理解いただきたい。また平成に入り，商業科からの大学等への進学率が高くなり，進路の多様化が表面的には実現しつつあることも踏まえた上であえて記述した。
 - 21) 類型の設定については「学校に設けられた課程ごとに，その専門とする教科，科目に重点をおいて教育課程を編成する。この場合，必要がある課程にあっては，教育課程の類型を設けることができる。」（文部省 昭和30年b）と記されている。
 - 22) あまりにも専門性を細分化したことを見直して，整理統合した。
 - 23) この約20年を超えて復活した「基礎的・基本的な知識と技術を習得させ」という文言は昭和25年版の高等学校学習指導要領商業編（試案）及び昭和31年改訂の高等学校学習指導要領商業編の目標の2で，それぞれ「商業に関する基礎的な知識・技能を習得・・・」（文部省 昭和26年）（文部省 昭和31年c）と表記されて以来のことであった。
 - 24) この記述は平成10年7月の理科教育及び産業教育審議会答申「今後の専門高校における教育の在り方等について」を踏まえたものである。
 - 25) この生涯学習への移行については，この他にも昭和53年改訂の高等学校学習指導要領の解説・商業編の「職業教育における基礎教育重視の要請は，一つには，高等学校への進学率の著しい上昇に伴う生徒の多様な実態，一つには，従前の職業教育が産業技術等の急速な進歩に影響されて，次第に高度化し，専門化し，また盛りだくさんになってきていること，さらに，生徒の進路意識の遅れや職業教育に対する社会的要請

の変化及び生涯教育の観点等の理由に基づくものである。」(文部省 昭和54年b)との記載や平成7年3月に職業教育の活性化方策に関する調査研究会議が提出した「一スペシャリストへの道—職業教育の活性化方策に関する調査研究会議(最終報告)」の中で「・・・職業高校においては「将来のスペシャリスト」として必要とされる「専門性」の基礎・基本の教育に重点を置き、ここで学んだことを基礎に、卒業後も職場や大学等の教育機関において継続して教育を受けるなど、生涯にわたり専門能力の向上に努めることが重要になっている。」などの記述もある。

- 26) この20年周期などについては東京都教育庁指導部 平成元年『東京都立高等学校職業教育要覧』東京都教育庁指導部高等学校教育指導課の134及び135ページに記載されている日本経済・東京経済の構造転換をもとに記した。
- 27) 多くは国際や会計を学科の名称に入れ、英語の力を付けて大学進学を目指すことや会計分野の資格取得を以て大学へ進学し、より高次の国家資格を取得するという狙いを込めたものであった。
- 28) 全国商業高等学校長協会 平成17年『次期学習指導要領に向けて』全国商業高等学校長協会、40ページに記載されている調査結果
- 29) この大学科とは学校において複数の小学科を設置するのではなく、商業科1学科のみを設置するということである。
- 30) 高等学校では総合的な学習の時間などを活用して進路指導を強化し、大学説明会や体験入学への参加を始め、各種相談体制の充実を図っている。一方大学でも、受け入れ体制を拡充し、初年次教育と併せて入学前教育の導入なども進めている。
- 31) 現在、商業高校からの大学進学は一般推薦、指定校推薦、AO入試などの非学力選抜の入学が大半である。その中で、殆どの学生は所期の目標を達成し優秀な成績で卒業していくが、一部には目標を見失い、学習意欲が希薄になる学生も見受けられるのではないか。

〔参考文献〕

- 教育課程審議会(昭和35年)『高等学校教育課程の改善について(答申)』教育課程審議会 会長 第1基本方針の4.
- 国立教育研究所内戦後教育改革資料研究会(昭和55年)『文部省学習指導要領1・一般編』日本図書センター.
- (昭和55年)『文部省学習指導要領18・水産科・工業科・商業科編』日本図書センター.
- 坂田仰, 河内祥子, 黒川雅子(平成21年)『図解・表解 教育法規』教育開発研究所, p.29.
- 全国高等学校長協会高校教育研究会(昭和46年)『あたらしい高等学校学習指導要領の解説』学事出版, p.21.
- 田中耕治(編)(2011a)『よくわかる教育課程』ミネルヴァ書房, p.186.
- (2011b)『よくわかる教育課程』ミネルヴァ書房, pp.186-201.
- 田中耕治, 水原克敏, 三石初雄, 西岡加名恵(2011)『新しい時代の教育課程 第3版』有斐閣, p.62.

- 文部省（昭和22年）『学習指導要領・一般編』日本書籍， p.19.
 ——（昭和26年）『高等学校学習指導要領商業編（試案）』実教出版， p. 1.
 ——（昭和30年a）『高等学校学習指導要領・一般編』教育図書， p. 9.
 ——（昭和30年b）『高等学校学習指導要領・一般編』教育図書， p.28.
 ——（昭和30年c）『高等学校学習指導要領・一般編』教育図書， p. 3.
 ——（昭和31年a）『高等学校学習指導要領商業編』実教出版， まえがき.
 ——（昭和31年b）『高等学校学習指導要領商業編』実教出版， p.41.
 ——（昭和31年c）『高等学校学習指導要領商業編』実教出版， p. 3.
 ——（昭和37年a）『高等学校学習指導要領解説・総則編』光風出版， p.37.
 ——（昭和37年b）『高等学校学習指導要領解説・総則編』光風出版， pp.13-14.
 ——（昭和37年c）『高等学校学習指導要領解説・総則編』光風出版， p. 8.
 ——（昭和37年d）『高等学校学習指導要領解説・総則編』光風出版， p. 3.
 ——（昭和37年e）『高等学校学習指導要領解説・総則編』光風出版， pp.123-127.
 ——（昭和37年f）『高等学校学習指導要領解説・総則編』光風出版， p. 4.
 ——（昭和53年）『高等学校学習指導要領』大蔵省印刷局， p.115.
 ——（昭和54年a）『高等学校学習指導要領解説・商業編』一橋出版， p. 7.
 ——（昭和54年b）『高等学校学習指導要領解説・商業編』一橋出版， pp.2-3.
 ——（昭和61年a）『産業教育百年史』ぎょうせい， p.1209.
 ——（昭和61年b）『産業教育百年史』ぎょうせい， p.455.
 ——（昭和61年c）『産業教育百年史』ぎょうせい， p.456.
 ——（昭和61年d）『産業教育百年史』ぎょうせい， p.1220.
 ——（平成元年）『高等学校学習指導要領解説・総則編』東山書房， p. 8.
 ——（平成元年a）『高等学校学習指導要領解説・商業編』大日本印刷， p.10.
 ——（平成元年b）『高等学校学習指導要領解説・商業編』大日本印刷， p.57.
 ——（平成12年a）『高等学校学習指導要領解説・商業編』実教出版， pp.1-2.
 ——（平成12年b）『高等学校学習指導要領解説・商業編』実教出版， p.17.
 文部科学省（平成23年a）『文部科学時報 平成23年3月臨時増刊号』ぎょうせい， p.191.
 ——（平成23年b）『文部科学時報 平成23年3月臨時増刊号』ぎょうせい， p.121.

(Summary)

This research investigates business education and changes in it at upper secondary schools, as based on the new education system that began in 1948, by examining curriculum guidelines from over the years. In particular, it investigates the causes of the decline of business education in upper secondary schools.

As a result, it finds evidence that the business education connected with the idea at the time of a terminal education gradually lost touch with the educational model

高等学校における商業教育の変遷とその課題

required by the times as Japan progressed economically and students set their sights on higher academic achievement. Furthermore, it educes from this evidence issues affecting the shape of education in the future.